

図8 5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	<p><b>災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険度分布の「極めて危険」(濃い紫)出現時には、道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難になっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく</li> </ul>	<p><b>災害発生情報</b> ※可能範囲で発令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警戒発表時は、避難勧告等の対象範囲を再度確認</li> </ul>	<p><b>大雨特別警戒</b></p>	5相当
4	<p><b>速やかに避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険な区域の外のみならず、安全な場所にも速やかに避難</li> </ul>	<p><b>避難指示(緊急)</b> ※緊急的又は重なる避難促し場合等に発令</p> <p><b>避難勧告</b> 第4次防災体制 (災害対策本部設置)</p>	<p>極めて危険</p> <p>※2 高潮特別警戒</p>	4相当
3	<p>土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、<b>避難準備が整い次第、避難開始</b> 高齢者等は速やかに避難</p>	<p><b>避難準備・高齢者等避難開始</b> 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)</p>	<p>警戒(警報級)</p> <p>※1 大雨警戒 洪水警戒</p> <p>高潮警戒に切り替える可能性が高い 注意報</p>	3相当
2	<p><b>ハザードマップ等で避難行動を確認</b></p>	<p><b>第2次防災体制</b> (避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制)</p> <p><b>第1次防災体制</b> (連絡要員を配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心構えを一段高める</li> <li>職員の連絡体制を確認</li> </ul>	<p>注意(注意報級)</p> <p>高潮注意報</p> <p>大雨注意報 洪水注意報</p>	2相当
1	<p><b>災害への心構えを高める</b></p>		<p>早期注意報(警報級の可能性)</p>	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警戒(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。

※2 暴風警戒が発表されている際の高潮警戒に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成